

太陽 長期入所 利用料金表

平成 27 年 4 月 1 日施行

①利用料金+②加算料金(必要な加算分)がお支払いいただく金額となります。
 居住費、食費については、負担限度額認定の対象となりますので、詳しくは支援相談員までご相談下さい。

① 利用料金

要介護区分	サービス費		居住費	食費	※生活用品費 教養娯楽費	合計
要介護 1	多床室	768 円/日	370 円/日	1,545 円	255 円	2,938 円/日
	個室	695 円/日	1,640 円/日	/日	/日	4,135 円/日
要介護 2	多床室	816 円/日	370 円/日	1,545 円	255 円	2,986 円/日
	個室	740 円/日	1,640 円/日	/日	/日	4,180 円/日
要介護 3	多床室	877 円/日	370 円/日	1,545 円	255 円	3,047 円/日
	個室	801 円/日	1,640 円/日	/日	/日	4,241 円/日
要介護 4	多床室	928 円/日	370 円/日	1,545 円	255 円	3,098 円/日
	個室	853 円/日	1,640 円/日	/日	/日	4,293 円/日
要介護 5	多床室	981 円/日	370 円/日	1,545 円	255 円	3,151 円/日
	個室	904 円/日	1,640 円/日	/日	/日	4,344 円/日

※生活用品費・教養娯楽費については、ご利用者等のご希望を確認したうえで提供させていただきます。

(食費の内訳は、朝食 430 円 昼食 555 円 夕食 560 円です。)

② 加算料金

加算等	日 額	内 容
サービス提供体制強化加算 I	18 円/日	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 60% 以上の場合に算定
介護職員処遇改善加算 (II)		厚生労働大臣が定める基準により所定の金額の合計に 15/1000 を乗じて算定
夜勤職員配置加算	24 円/日	入所者数に対して、職員の配置基準を満たしている場合に算定
栄養マネジメント加算	14 円/日	多職種が協同して栄養状態を把握し、摂食、嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成した場合に算定
初期加算	30 円/日	入所された日から 30 日間に限り算定

認知症ケア加算	76円/日	日常生活に支障を来すような症状・行動がある方、又は意思疎通が困難とされる方に対し、認知症専門棟での支援を行った場合に算定
療養食加算	18円/日	治療手段として、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事を提供した場合に算定
経口移行加算	28円/日	経管栄養から経口栄養へ移行しようとする場合、多職種が協同して栄養管理等を行った場合に算定
経口維持加算Ⅰ	400円/月	経口摂取しているが、摂食機能障害や誤嚥を有する方が対象。医師他、多職種が共同して、栄養管理をするための食事観察、会議等を行い、利用者ごとに経口維持計画を作成している場合に算定（6月以内）
経口維持加算Ⅱ	100円/月	経口維持加算Ⅰを算定し、継続的な食事の摂取を支援するための食事観察及び会議を開催している場合に算定
短期集中リハビリ実施加算	240円/日	医師の指示のもと、理学療法士等が短期集中的なリハビリを個別に行った場合に算定（入所後3月・週3回以上・20分）
認知症短期集中リハビリ実施加算	240円/日	医師の指示のもと、理学療法士等が生活機能の改善を目的として集中的なリハビリを個別に行った場合に算定（3月間・週3回を限度・20分）
若年性認知症入所者受入加算	120円/日	若年性認知症の方に対し個別に担当者を定め本人や家族の特性・希望に応じた介護サービスを提供した場合に算定
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200円/日	医師が認知症行動・心理症状を認め、緊急に入所サービスを利用した場合に算定（7日を限度）
口腔衛生管理体制加算	30円/月	歯科医師、歯科衛生士により口腔ケアに係る技術的助言及び指導を受け、その指導に基づき、口腔ケア・マネジメントに係る計画を作成した場合に算定
外泊費用	362円/日	外泊期間中、居室が確保されている場合に算定（1月に6日を限度・外泊初日、最終日は含まない）
ターミナルケア加算（死亡日）	1,650円/日	医師が医学的知見に基づき、回復の見込みがないと診断した場合、入所者、家族の同意を得てターミナルケアに係る計画が作成され、それに基づき医師・看護師・介護職員が協同して状態を随時説明し同意を得ながら、ターミナルケアを行った場合に算定
ターミナルケア加算（死亡日の前日及び前々日）	820円/日	
ターミナルケア加算（死亡日以前4～30日以下）	160円/日	
在宅復帰・在宅療養支援機能加算	27円/日	平均入所日数、過去6月における退所者状況が算定基準を満たし、かつ退所後施設職員が居宅へ訪問、または情報等で確認記録している施設体制の場合算定
緊急時治療管理	511円/日	救命救急医療が必要となる方に対し応急的な治療管理としての投薬、検査、注射、処置等を行った場合に算定

所定疾患施設療養費	305円／日	肺炎や尿路感染症などの疾病を発症し、施設内にて投薬・注射・処置等を行った場合に算定（7日／月を限度）
入所前後訪問指導加算（1）	450円／回	入所予定日前30日以内、又は入所後7日以内に施設職員が居宅を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った場合
入所前後訪問指導加算（2）	480円／回	入所予定日前30日以内、又は入所後7日以内に施設職員が居宅を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定にあたり、生活機能の具体的な改善目標を定め、退所後の生活に係る支援計画を策定した場合
退所前連携加算	500円／回	1ヶ月以上入所した方が自宅に退所する場合、多職種が協同して居宅介護支援事業所の介護支援専門員と連携し、退所後に必要な在宅サービスの調整を行った場合に算定（1回限り）
退所前訪問指導加算	460円／回	1ヶ月以上入所した方が自宅に退所する場合、多職種が協同してその自宅を訪問し、退所後の療養上の指導を行った場合に算定
退所後訪問指導加算	460円／回	退所後30日以内に居宅を訪問し、入所者及び家族に対して療養上の指導を行った場合に算定
退所時指導加算	400円／回	自宅に退所する場合、入所者・家族に対し退所後の医療について指導を行った場合に算定
退所時情報提供加算	500円／回	自宅に退所する場合、退所後の主治医に対し、診療情報を提供した場合に算定
地域連携診療計画情報提供加算	300円／日	地域連携診療計画に係る医療機関から入所し、入所者の同意を得て退院した医療機関へ入所者に係る診療情報を文書により提供した場合に算定
電気代	50円／日	テレビ、電気毛布などの電化製品を施設に持込み利用された場合に算定（1点につき）
洗濯乾燥代	実費	依頼された場合〈業者委託〉 （3,240円／月 20日未満は162円／日）
理美容代	実費	利用された場合〈業者委託〉 （カット1,800円／回 丸刈り800円／回）
手芸材料代	実費	作業療法等で作品を作成され、持ち帰られた場合に実費をいただきます

太陽 短期入所療養介護 利用料金表

(介護予防短期入所療養介護)

平成27年4月1日施行

① 利用料金+②加算料金(必要な加算分のみ)がお支払いいただく金額となります。居住費、食費については、負担限度額認定の対象となりますので、詳しくは、支援相談員までご相談下さい。

①短期入所利用料金

要介護区分	サービス費		居住費	食費	※生活用品費 教養娯楽費	合計
要支援1	多床室	608円/日	370円/日	1,545円/日	255円/日	2,778円/日
	個室	575円/日	1,640円/日			4,015円/日
要支援2	多床室	762円/日	370円/日	1,545円/日	255円/日	2,932円/日
	個室	716円/日	1,640円/日			4,156円/日
要介護1	多床室	823円/日	370円/日	1,545円/日	255円/日	2,993円/日
	個室	750円/日	1,640円/日			4,190円/日
要介護2	多床室	871円/日	370円/日	1,545円/日	255円/日	3,041円/日
	個室	795円/日	1,640円/日			4,235円/日
要介護3	多床室	932円/日	370円/日	1,545円/日	255円/日	3,102円/日
	個室	856円/日	1,640円/日			4,296円/日
要介護4	多床室	983円/日	370円/日	1,545円/日	255円/日	3,153円/日
	個室	908円/日	1,640円/日			4,348円/日
要介護5	多床室	1,036円/日	370円/日	1,545円/日	255円/日	3,206円/日
	個室	959円/日	1,640円/日			4,399円/日

※生活用品費・教養娯楽費はご利用者等のご希望を確認したうえで提供させていただきます。

(食費の内訳は、朝食430円、 昼食555円、 夕食560円です。)

②短期入所加算料金

加算等	日 額	内 容
サービス提供体制強化加算Ⅰ	18円/日	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が60%以上の場合に算定
夜勤職員配置加算	24円/日	入所者数に対して、職員の配置基準を満たしている場合に算定
介護職員処遇改善加算Ⅱ		厚生労働大臣が定める基準により所定金額に15/1000を乗じて算定
個別リハビリテーション実施加算	240円/日	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、1日20分以上の個別リハビリテーションを行った場合に算定
緊急短期入所受入加算	90円/日	利用者の状況や家族等の事情により、居宅介護支援事業所の介護支援専門員が緊急に短期入所を受けることが必要と認め、緊急に短期入所サービスを提供した場合に算定（利用日から7日を限度）
重度療養管理加算	120円/日	要介護4・要介護5の利用者に限り、計画的な医学的管理を継続して行い、かつ、療養上必要な処置を行った場合に算定
認知症ケア加算	76円/日	日常生活に支障をきたすような症状・行動がある方、又は意思疎通が困難とされる方に対し、認知症専門棟での支援を行った場合に算定
送迎加算	184円/回	利用者の状態、家族との事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる方に対し、居宅と施設との間の送迎を行った場合に算定（片道につき）
療養食加算	23円/日	治療手段として、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事を提供した場合に算定
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200円/日	認知症による妄想、幻覚、興奮、暴言等があり、医師が緊急に短期入所療養介護を利用する事が適当と判断した方を受入れた場合に算定（7日を上限）
若年性認知症利用者受入加算	120円/回	若年性認知症の方に対し個別に担当者を定め本人や家族の特性・希望に応じた介護サービスを提供した場合に算定
緊急時治療管理	511円/日	救命救急医療が必要となる方に対し応急的な治療管理としての投薬、検査、注射、処置を行った場合に算定
電気代	50円/日	テレビ、電気毛布などの電化製品を施設に持込み利用された場合に算定（1点につき）
洗濯乾燥代	実 費	依頼された場合 〈業者委託〉 （3,240円/月 20日未満は162円/日）
理美容代	実 費	利用された場合 〈業者委託〉 （カット1,800円/回 丸刈り800円/回）

太陽通所リハビリテーション利用料金表

平成 27 年 4 月 1 日施行

① 利用料金＋②加算料金(必要な加算分のみ)がお支払いいただく金額となります。詳しくは事務担当者へお尋ねください。

① 利用料金

○ (4 時間以上 6 時間未満／1 日あたり)

要介護区分	サービス費	入浴加算	食費	合計
要介護 1	559 円／日	50 円／日	555 円 (昼食のみ の場合)	1,164 円／日
要介護 2	666 円／日			1,271 円／日
要介護 3	772 円／日			1,377 円／日
要介護 4	878 円／日			1,483 円／日
要介護 5	984 円／日			1,589 円／日

(朝食 430 円 夕食 560 円)

○ (6 時間以上 8 時間未満／1 日あたり)

要介護区分	サービス費	入浴加算	食費	合計
要介護 1	726 円／日	50 円／日	555 円 (昼食のみ の場合)	1,331 円／日
要介護 2	875 円／日			1,480 円／日
要介護 3	1,022 円／日			1,627 円／日
要介護 4	1,173 円／日			1,778 円／日
要介護 5	1,321 円／日			1,926 円／日

(朝食 430 円 夕食 560 円)

② 加算料金

加算等	日 額	内 容
サービス提供体制強化加算 I	18 円／日	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 50% 以上の場合に算定
介護職員処遇改善加算 II		厚生労働大臣が定める基準により所定金額に 19/1000 を乗じて加算
中重度者ケア体制加算	20 円／日	看護、介護職員数が配置基準数より 1 名以上加配し、利用者総数のうち要介護 3 以上の占める割合が 30% 以上
リハビリマネジメント加算 (1)	230 円／月	1 月に 4 回以上利用通所者にリハビリ実施計画をし、新規利用者にはリハビリ職員が 1 ヶ月以内に居宅訪問し、診察、検査等を行っている場合に算定

リハビリマネジメント加算（２）	1.020／月	<p>通所リハビリ開始から<u>6月以内</u>の場合、以下の要件で算定。</p> <ul style="list-style-type: none"> * リハビリ会議（1月に1回以上）を開催し、その情報を多職種で共有し利用者の変化に応じ計画書を見直している。 * 通所リハビリ計画書は医師が、利用者又は家族へ説明し同意を得る。 * リハビリ職員は、その居宅を訪問し日常生活上の留意点を助言する
リハビリマネジメント加算（２）	700／月	<p>通所リハビリ開始から<u>6月を超えた</u>場合、以下の要件で算定。</p> <ul style="list-style-type: none"> * リハビリ会議（3月に1回以上）を開催し、その情報を多職種で共有し、利用者の変化に応じ計画書を見直している。 * 通所リハビリ計画書は医師が、利用者又は家族へ説明し同意を得る。 * リハビリ職員は、その居宅を訪問し日常生活上の留意点を助言する。
短期集中リハビリ実施加算	110円／日	<p>リハビリマネジメントを算定し、退院（所）日または認定日から3月以内に医師または医師の指示をうけた理学療法士等が集中的な個別リハビリテーションを行う場合に算定</p>
生活行為向上リハビリテーション実施加算	2.000円／月	<p>社会参加などの生活行為の向上に焦点をあてたりハビリテーションを提供し、居宅などの実際の生活場面における具体的な指導等で、通所リハビリテーション終了後、目標達成の支援をした場合に算定</p> <p>生活行為向上リハビリテーション実施計画書を作成し、開始日より<u>3月以内</u>に地域支援事業等への参加となった場合に算定（但し、当該加算を算定後、通所リハビリテーションを継続して利用した場合は翌月から6か月間に限り100分の15に相当する金額を減算する）短期集中個別リハビリテーション実施加算又は認知症短期集中リハビリテーション実施加算を算定している場合は算定しない</p>
生活行為向上リハビリテーション実施加算	1.000円／月	<p>社会参加などの生活行為の向上に焦点をあてたりハビリテーションを提供し、居宅などの実際の生活場面における具体的な指導等で、通所リハビリテーション終了後、目標達成の支援をした場合に算定</p> <p>生活行為向上リハビリテーション実施計画書を作成し、開始日より<u>3月を超え6月以内</u>に地域支援事業等への参加となった場合に算定（但し、当該加算を算定後、通所リハビリテーションを継続して利用した場合は翌月から6か月間に限り100分の15に相当する金額を減算する）短期集中個別リハビリテーション実施加算又は認知症短期集中リハビリテーション実施加算を算定している場合は算定しない</p>

認知症短期集中 リハビリテーション 実施加算 (1)	240円/日	リハビリマネジメント(1)または(2)を算定し、1週間に2日を限度として個別にリハビリテーションを実施した場合に算定
認知症短期集中 リハビリテーション 実施加算 (2)	1,920円 /月	リハビリマネジメント(2)を算定し、1月に4回以上リハビリテーションを実施し、リハビリテーションの実施頻度、実施場所及び実施時間等が記載された通所リハビリテーション計画書を作成し、生活機能の向上に資するリハビリテーションを実施した場合に算定
社会参加支援加算	12円/日	通所リハビリテーションの利用後、社会参加に資する取り組みに移行できるなど、質の高いサービスを提供できた場合に算定
8時間以上 9時間未満	50円/日	延長サービス
9時間以上 10時間未満	100円/回	延長サービス
入浴介助加算	50円/日	厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして県知事に届出当該基準による入浴介助を行った場合に算定
重度療養管理加算	100円/日	要介護3・要介護4・要介護5の利用者であって、医学的管理のもと通所リハビリテーションを行った場合に算定
若年性認知症利用者受入加算	60円/日	若年性認知症の方に対し通所リハビリテーションサービスを提供した場合に算定
栄養改善加算	150円/回	管理栄養士を1名配置し、栄養計画の作成、栄養状態の記録、定期的な評価を行った場合に算定
口腔機能向上加算	150円/回	口腔機能が低下している又はそのおそれのある利用者へ個別に口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導または実施の場合に算定
送迎しない場合	減算47円 /回	事業所が送迎を実施しない場合、片道につき算定
手芸材料代	実費	作業療法等で作品を作成され、持ち帰られた場合に実費をいただきます

太陽介護予防通所リハビリテーション利用料金表

平成 27 年 4 月 1 日施行

① 利用料金+②加算料金(必要な加算分のみ)がお支払いいただく金額となります。
詳しくは事務担当者へお尋ねください。

③ 利用料金

要支援区分	サービス費	サービス提供体制強化 加算	合計
要支援 1	1. 8 1 2 円/月	7 2 円/月	1. 8 8 4 円/月
要支援 2	3. 7 1 5 円/月	1 4 4 円/月	3. 8 5 9 円/月

(朝食 4 3 0 円、昼食 5 5 5 円、夕食 5 6 0 円をご提供できます。)

④ 加算料金

加算等	金 額	内 容
介護職員処遇改善 加算Ⅱ		厚生労働大臣が定める基準により所定金額に 19/1000 を乗じて 加算
若年性認知症利用 者受入加算	2 4 0 円/月	若年性認知症利用者が介護予防通所リハビリテーションを受け た場合に算定
運動器機能向上加 算	2 2 5 円/月	利用者の運動器の機能向上を目的とした個別に実施されるリハ ビリテーション
栄養改善加算	1 5 0 円/月	管理栄養士を 1 名配置し、個別に行われる栄養管理
口腔機能向上加算	1 5 0 円/月	利用者の口腔機能向上のため口腔清掃、摂食及び嚥下機能に関す る訓練の実施、指導等
選択的サービス複 数実施加算Ⅰ	4 8 0 円/月	運動器機能向上、栄養改善、口腔機能向上加算のうち 2 つのサー ビスを受けた場合
選択的サービス複 数実施加算Ⅱ	7 0 0 円/月	運動器機能向上、栄養改善、口腔機能向上加算すべてのサービ スを受けた場合
事業所評価加算	1 2 0 円/月	厚生労働大臣が定める基準に適合した場合に算定